

放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令について

平成 16 年 10 月
自動車交通局
技術安全部環境課

1. 背景

放射性物質の輸送については、国際原子力機関（IAEA）が定めた IAEA 放射性物質安全輸送規則（以下、「IAEA 輸送規則」という。）において、輸送の安全確保のための国際的な基準が示されており、我が国も本規則を国内規則へ取り入れ、輸送の安全規制を実施してきました。

今般、国連で策定した「危険物輸送に関する国連勧告」に基づき 2003 年版 IAEA 輸送規則を採用した輸送関係国際規則（海上輸送及び航空輸送）が、2005 年 1 月 1 日より施行されることに伴い、陸上輸送に関する国内規則についても、IAEA 輸送規則の取り入れを行い、各輸送モード間で円滑な輸送が行えるための規制の整合化を図るために、次に掲げる省令の一部改正を検討しています。

- ・ 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「R I 車両運搬規則」という。）
- ・ 核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号。以下「核車両運搬規則」という。）

2. 改正の概要

（1）オーバーパックの定義（構造要件）について

（R I 車両運搬規則第 2 条第 2 項第 3 号、核車両運搬規則第 2 条第 2 項第 3 号）

オーバーパックとされる輸送物を収納する箱について、輸送の安全上支障がないこと等から、IAEA 輸送規則において構造要件が除かれたことにより、国内規則においても定義において、オーバーパックを「非開放型構造」と定めている構造要件部分を除くことを検討しています。

（2）輸送物に付す標識の扱いについて

（R I 車両運搬規則第 8 条第 1 項、核車両運搬規則第 9 条第 1 項）

IAEA 輸送規則の改正に沿って、輸送物に付す標識の位置と種類をより適切に分類するため、輸送指数のみを分類条件としていたオーバーパック及びコンテナについて、表面における放射線の最大線量当量率を分類条件として追加することを検討しています。

（3）識別記号の表示を要求する輸送物について

（R I 車両運搬規則第 8 条第 2 項第 10 号、核車両運搬規則第 9 条第 2 項 10 号）

簡易・軽微な設計要件しか課せられていない IP-1 型輸送物の輸送容器には、輸送の安全上の観点からも識別記号の表示は不要と IAEA 輸送規則においてもされたことから、国内規則においても識別記号の表示を義務付ける輸送物から

IP-1 型を除くことを検討しています。

(4) 放射線防護計画を定めることの義務付けについて

(R I 車両運搬規則第 15 条の 3、核車両運搬規則第 16 条の 3)

IAEA 輸送規則の改正に沿って、放射性物質の輸送を行う際の放射線被ばくをできる限り低減するため、運送会社及び荷主事業者に対し、被ばく線量、被ばくする人の数、経済的及び社会的要因等を考慮した放射線防護計画を定めることを法令上義務付けることを検討しています。

(5) 教育訓練の義務付けについて

(R I 車両運搬規則第 15 条の 4、核車両運搬規則第 16 条の 4)

IAEA 輸送規則の改正に沿って、放射線防護上、また、事故時の適切な対応を確保するため、放射性物質の輸送に従事する者に対する教育訓練の重要性が見直されたことにより、これまで指導により運送会社及び荷主事業者が行っていた教育訓練の実施を法令上義務付けることを検討しています。

(6) 低比放射性同位元素等及び低比放射性物質等を収納する容器として一部の規制から除外される容器の追加について

(R I 車両運搬規則第 17 条第 3 項、核車両運搬規則第 18 条第 3 項)

IAEA 輸送規則の改正に沿って、低比放射性物質等を収納する容器を専用積載で運搬する場合、IAEA 輸送規則において内表面汚染に係る規定が除外される容器の種類が拡大されたことに伴い、国内規則において「タンク」を同規定除外容器として追加することを検討しています。

3. 今後の予定

公布日：平成 16 年 12 月中旬

施行日：平成 17 年 1 月 1 日